

# ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

## 有床診療所の場合

これまでの  
ベースアップ  
評価料の届出

入院ベースアップ評価料 と  
外来・在宅ベースアップ評価料 (II)  
のいずれを選ぶか

R8.6 から算定する  
ベースアップ評価料

届出に必要な  
様式

有床診療所では、入院ベースアップ評価料と外来・在宅ベースアップ評価料(II)を選択できます。  
多くの有床診療所では入院ベースアップ評価料の方が算定できる総点数が高くなりますが、入院患者  
が極めて少ない場合、外来・在宅ベースアップ評価料(II)のほうが総点数が高くなる場合があります。

R8.3月以前から  
ベア評価料を  
算定している

入院ベースアップ評価料  
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と  
入院ベースアップ評価料

様式95・97・  
98

外来・在宅ベースアップ評価料  
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と  
外来・在宅ベースアップ評価料(II)の注5

様式95・96

※入院ベースアップ評価料又は外来・在宅ベースアップ評価料のいずれかを算定していた場合をいいます。  
外来ベースアップ評価料 (I) のみを算定していた場合は、「算定していない」の選択肢に進んでください。

R8.4又は5月から  
ベア評価料を  
算定開始

R8.6月以降に  
算定開始  
(これまでベア評価料を  
算定していない)

入院料には令和6年度改定によるベースアップ評価料が含まれているため、令和8年3月ま  
でにベースアップ評価料を算定していなかった医療機関は、入院料の一部が減算されます。

下記以外

入院ベースアップ評価料  
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)と  
入院ベースアップ評価料

入院料  
減算対象

様式95・97

外来・在宅ベースアップ評価料  
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)と  
外来・在宅ベースアップ評価料(II)

入院料  
減算対象

様式95・96

R6年度～  
R8年度の  
賃上げ実績  
(計5.5%、  
事務職員は  
8%相当)  
を示せる

入院ベースアップ評価料  
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と  
入院ベースアップ評価料

様式95・97・  
98

外来・在宅ベースアップ評価料  
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と  
外来・在宅ベースアップ評価料(II)の注5

様式95・96・  
98